



# 島根県報

平成27年12月25日（金）  
号外 第 200 号  
（毎週火・金曜日発行）  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【規 則】

|   |             |    |
|---|-------------|----|
| 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | （税 務 課）     | 2  |
| 島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則                       | （ ” ）       | 6  |
| 島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則      | （情 報 政 策 課） | 40 |

**公布された条例等のあらまし****◇特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第65号）**

## 1 規則の概要

- (1) 特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う引用条項及び様式の整理（第3条・様式第1号—様式第4号関係）
- (2) その他様式の整理

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**◇島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第66号）**

## 1 規則の概要

- (1) 地方税法及び島根県県税条例の一部改正に伴う規定及び様式の整備（第12条・第28条第3項・第43号様式—第50号の7様式関係）
- (2) 軽油引取税に係る納税通知書の様式を定めることとした。（第28条第1項・第27号様式関係）
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う様式の整備（第30号様式—第32号様式・第68号様式・第89号様式関係）
- (4) その他様式の整備

## 2 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。ただし、1の(3)については、平成28年1月1日から施行することとした。

**◇島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則（規則第67号）**

## 1 規則の概要

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則は、廃止することとした。

## 2 施行期日

平成28年1月1日から施行することとした。

**規 則**

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第65号**

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（昭和48年島根県規則第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表第1号左欄及び同表第2号左欄中「又は第8条第1号」を「、第8条第1号又は第8条の2第1項第1号」に改め、同表第3号左欄中「第8条第2号」の次に「、第8条の2第1項第2号若しくは第2項第1号」を加え、同表第4号左欄中「第8条第3号」の次に「、第8条の2第1項第3号若しくは第2項第2号」を加える。

様式第1号その1中

「

製造の事業等の用に供した新・増設に係る生産設備

を

製造の事業等の用に供した新・増設に係る設備

に改め、同様式の備考の2中「生産設備」を「設備」に改める。

様式第1号その2中

半島振興法の認定産業振興促進計画の区域 原子力発電施設等立地地域

を

半島振興法の認定産業振興促進計画の区域 原子力発電施設等立地地域  
地域再生法の地方活力向上地域

に、

製造の事業等の用に供した新・増設に係る生産設備

を

製造の事業等又は特定業務施設の用に供した新・増設に係る設備

に改め、同様式の備考の2中「生産設備」を「設備」に改める。

様式第1号付表1中「生産設備」を「設備」に改める。

様式第1号付表2中「係る生産設備」を「係る設備」に、

生産設備

を

設備

に改める。

様式第2号その1中

製造の事業等の用に供した新・増設に係る生産設備

を

製造の事業等の用に供した新・増設に係る設備

に改め、同様式の備考の2中「生産設備」を「設備」に改める。

様式第2号その2中

「

|                     |              |  |   |
|---------------------|--------------|--|---|
| 半島振興法の認定産業振興促進計画の区域 | 原子力発電施設等立地地域 |  | を |
|---------------------|--------------|--|---|

」

「

|                     |              |  |    |
|---------------------|--------------|--|----|
| 半島振興法の認定産業振興促進計画の区域 | 原子力発電施設等立地地域 |  | に、 |
| 地域再生法の地方活力向上地域      |              |  |    |

」

「

|     |   |       |    |
|-----|---|-------|----|
| 5   | を | _____ | に、 |
| 100 |   | 100   |    |

」

「

|                         |
|-------------------------|
| 製造の事業等の用に供した新・増設に係る生産設備 |
|-------------------------|

」

を

「

|                               |
|-------------------------------|
| 製造の事業等又は特定業務施設の用に供した新・増設に係る設備 |
|-------------------------------|

」

に改め、同様式の備考の2中「生産設備」を「設備」に改める。

様式第2号付表1中「生産設備」を「設備」に改める。

様式第2号付表2中「係る生産設備」を「係る設備」に、

|      |   |     |       |
|------|---|-----|-------|
| 生産設備 | を | 設 備 | に改める。 |
|------|---|-----|-------|

」

様式第3号中

「

|                |                         |  |   |
|----------------|-------------------------|--|---|
| 離島振興対策実施地域     | 半島振興法の認定産業<br>振興促進計画の区域 |  | を |
| 過疎地域           | 原子力発電施設等立地地域            |  |   |
| 企業立地促進法の同意集積区域 |                         |  |   |

」

「

|            |                         |  |    |
|------------|-------------------------|--|----|
| 離島振興対策実施地域 | 半島振興法の認定産業<br>振興促進計画の区域 |  | に、 |
| 過疎地域       | 原子力発電施設等立地地域            |  |    |

」

企業立地促進法の同意集積区域 地域再生法の地方活力向上地域

「  
製造の事業等の用に供した新・増設に係る生産設備又は事業の用に供するために設置した施設  
」

を

「  
製造の事業等若しくは特定業務施設の用に供した新・増設に係る設備  
又は事業の用に供するために設置した施設  
」

に改め、同様式の備考の2中「生産設備」を「設備」に改める。

様式第3号付表1中「係る生産設備」を「係る設備」に、  
「  
生産設備  
(施設)  
」  
を  
「  
設 備  
(施設)  
」  
に改める。

様式第3号付表2中

「  
製造の事業等の用に供する新・増設予定の生産設備  
又は事業の用に供する設置予定の施設  
」

を

「  
製造の事業等若しくは特定業務施設の用に供する新・増設予定の設備  
又は事業の用に供する設置予定の施設  
」

に改める。

様式第4号中

「  
離島振興対策実施地域 半島振興法の認定産業  
過疎地域 振興促進計画の区域  
企業立地促進法の同意集積区域 原子力発電施設等立地地域  
」  
を

「  
離島振興対策実施地域 半島振興法の認定産業  
過疎地域 振興促進計画の区域  
企業立地促進法の同意集積区域 地域再生法の地方活力向上地域  
」  
に、

「  
製造の事業等の用に供した新・増設に係る生産設備又は事業の用に供するために設置した施設  
」

を

製造の事業等若しくは特定業務施設の用に供した新・増設に係る設備  
又は事業の用に供するために設置した施設

に改め、同様式の備考の2中「生産設備」を「設備」に改める。

様式第4号付表中「係る生産設備」を「係る設備」に、

生産設備  
(施設)

を

設 備  
(施設)

に改める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書は、この規則による改正後の特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

3 旧規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 島根県規則第66号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則（昭和51年島根県規則第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「換価の猶予」を「職権による換価の猶予、申請による換価の猶予」に改める。

第28条第1項中「又は」を「若しくは」に改め、「納税通知書」の次に「又は法第144条の22第4項（法第144条の25第5項において準用する場合を含む。）の規定により普通徴収の例により納税者に交付する納税通知書」を加え、同条第3項の表第14号左欄中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同表第15号左欄中「第15条第3項」を「第15条第4項」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同号の次に次のように加える。

15の2 法第15条の2第7項の規定による徴収の猶予の  
申請書の訂正等の通知

徴収猶予（徴収猶予の期間延長）申請書に関する補正通  
知書（第44号の2様式）

第28条第3項の表第16号中「第15条第4項」を「第15条の2の2第1項」に、「期間の延長」を「徴収の猶予の期間の延長」に改め、同表第17号中「第15条第4項」を「第15条の2の2第2項」に、「期間の延長」を「徴収の猶予の期間の延長」に改め、同号の次に次のように加える。

17の2 条例第5条の2第6項の規定による徴収の猶予  
の変更の通知

徴収猶予の納付（納入）計画変更通知書（第46号の2様  
式）

第28条第3項の表第18号中「第15条の2第2項」を「第15条の2の3第2項」に改め、同表第20号中「第15条の5第3

項」を「第15条の5の2第3項」に、「第15条第4項前段」を「第15条の2の2第1項」に、「期間の延長」を「換価の猶予の期間の延長」に改め、同号の次に次のように加える。

|  |   |
|--|---|
| 20の2 法第15条の6第1項の規定による換価の猶予の申請  | 換価の猶予申請書（第50号様式）                        |
| 20の3 法第15条の6の2第2項の規定による換価の猶予の期間の延長の申請                                  | 換価の猶予の期間延長申請書（第50号の2様式）                 |
| 20の4 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第7項の規定による換価の猶予の申請書の訂正等の通知              | 換価の猶予（換価の猶予の期間延長）申請書に関する補正通知書（第50号の3様式） |
| 20の5 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2の2第1項の規定による換価の猶予又は換価の猶予の期間の延長の通知       | 申請による換価の猶予（換価の猶予の期間延長）通知書（第50号の4様式）     |
| 20の6 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2の2第2項の規定による換価の猶予又は換価の猶予の期間の延長を認めない旨の通知 | 換価の猶予（換価の猶予の期間延長）申請却下通知書（第50号の5様式）      |
| 20の7 条例第5条の4第3項又は条例第5条の5第4項において準用する条例第5条の2第6項の規定による換価の猶予の変更の通知         | 換価の猶予の納付（納入）計画変更通知書（第50号の6様式）           |

第28条第3項の表第21号中「第15条の6第2項」を「第15条の5の3第2項又は法第15条の6の3第2項」に、「（第50号様式）」を「（第50号の7様式）」に改める。

第27号様式その9の次に次の1様式を加える。

第 27 号 様 式 その 10 ( 第 28 条 関 係 )

( 表 )

納 税 通 知 書

|                        |   |                          |     |
|------------------------|---|--------------------------|-----|
| 年 度                    | 県 税   | 軽 油 引 取 税                |     |
| 様                      |   |                          |     |
| 期 別                    | 課 税 標 準 量   | 税 率                      | 税 額 |
| 年 月 分                  | キ ロ リ ッ ト ル   | 1 キ ロ リ ッ ト ル に つ き<br>円 | 円   |
| 納<br>付<br>場<br>所       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 島 根 県 指 定 金 融 機 関</li> <li>・ 島 根 県 指 定 代 理 金 融 機 関</li> <li>・ 島 根 県 収 納 代 理 金 融 機 関</li> <li>・ 県 民 セ ン タ ー ( 県 民 セ ン タ ー の 各 事 務 所 を 含 む 。 ) 、 隠 岐 支 庁</li> <li>・ 中 国 5 県 の ゆ う ち ょ 銀 行 ( 郵 便 局 )</li> </ul> |                          |     |
| 納 期 限                  | 年 月 日   |                          |     |
| 課税の根拠などについては裏面を御覧ください。 |   |                          |     |
| 上記の金額を納期限までに納付してください。  |   |                          |     |
| 年 月 日                  |   |                          |     |
| 県民センター所長               |   |                          | 印   |

(裏)

課税の根拠などについて

- 1 課税の根拠 地方税法第144条の2、第144条の22、第144条の25、島根県県税条例第2条
- 2 税率 地方税法第144条の10又は同法附則第12条の2の8に定める率
- 3 納期限までに納付しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。

納期限後に納付するときは、納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じ、その税額（税額2,000円未満のときは全額を切り捨て、税額2,000円以上のときは1,000円未満の端数を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））を乗じて計算した金額の延滞金（全額が1,000円未満のときは全額を切り捨て、全額が1,000円以上で100円未満の端数があるときは端数を切り捨てる。）を加算して納付しなければなりません。

- 4 この税金の課税（以下「処分」といいます。）について不服があるときは、この納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを經由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 第30号様式中

「

|                         |                 |       |
|-------------------------|-----------------|-------|
| 年 月 日<br><br>県民センター所長 様 | 本店所在地<br>電話番号   | ( ) - |
|                         | (ふりがな)<br>法人名   |       |
|                         | 代表者住所           |       |
|                         | (ふりがな)<br>代表者氏名 | ⑩     |

」

を

「

|                         |                 |                       |
|-------------------------|-----------------|-----------------------|
| 年 月 日<br><br>県民センター所長 様 | 本店所在地<br>電話番号   | ( ) -                 |
|                         | (ふりがな)<br>法人名   |                       |
|                         | 法人番号            | : : :   : : :   : : : |
|                         | 代表者住所           |                       |
|                         | (ふりがな)<br>代表者氏名 | ⑩                     |

」

に改め、同様式記載要領の2中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改め、同様式記載要領の6中「第2条第12号の7の4」を「第2条第12号の7の2」に、「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

## 第30号の2様式中

「

|                         |                          |       |
|-------------------------|--------------------------|-------|
| 年 月 日<br><br>県民センター所長 様 | (ふりがな)<br>法人名            |       |
|                         | 本店所在地<br>電話番号            | ( ) - |
|                         | 県内事務所等<br>所在地<br>電話番号    | ( ) - |
|                         | (ふりがな)<br>代表者(清算人)<br>氏名 | ⑩     |
|                         | 代表者(清算人)<br>住所           |       |
|                         |                          |       |

」

を  
「

|                                 |                                  |       |
|---------------------------------|----------------------------------|-------|
| 年 月 日<br><br><br><br>県民センター所長 様 | (ふりがな)<br>法 人 名                  |       |
|                                 | 法 人 番 号                          |       |
|                                 | 本 店 所 在 地<br>電 話 番 号             | ( ) - |
|                                 | 県 内 事 務 所 等<br>所 在 地<br>電 話 番 号  | ( ) - |
|                                 | (ふりがな)<br>代 表 者 ( 清 算 人 )<br>氏 名 | ㊟     |
|                                 | 代 表 者 ( 清 算 人 )<br>住 所           |       |

」

に改める。

第30号の3様式中

「

|                         |                      |       |
|-------------------------|----------------------|-------|
| 年 月 日<br><br>県民センター所長 様 | 本店所在地又は住所<br>電 話 番 号 | ( ) - |
|                         | (ふりがな)<br>受託者の名称又は氏名 | ㊟     |
|                         | 代 表 者 住 所            |       |
|                         | (ふりがな)<br>代 表 者 氏 名  | ㊟     |

」

を

「

|                             |                      |       |
|-----------------------------|----------------------|-------|
| 年 月 日<br><br><br>県民センター所長 様 | 本店所在地又は住所<br>電 話 番 号 | ( ) - |
|                             | (ふりがな)<br>受託者の名称又は氏名 | ㊟     |
|                             | 法 人 番 号              |       |
|                             | 代 表 者 住 所            |       |
|                             | (ふりがな)<br>代 表 者 氏 名  | ㊟     |

」

に改める。

第30号の4様式中

「

|                         |                      |       |
|-------------------------|----------------------|-------|
| 年 月 日<br><br>県民センター所長 様 | 本店所在地又は住所<br>電 話 番 号 | ( ) - |
|                         | (ふりがな)<br>受託者の名称又は氏名 | Ⓜ     |
|                         | 県内事務所等所在地<br>電 話 番 号 | ( ) - |
|                         | 代 表 者 住 所            |       |
|                         | (ふりがな)<br>代 表 者 氏 名  | Ⓜ     |

」

を

「

|                         |                      |       |
|-------------------------|----------------------|-------|
| 年 月 日<br><br>県民センター所長 様 | 本店所在地又は住所<br>電 話 番 号 | ( ) - |
|                         | (ふりがな)<br>受託者の名称又は氏名 | Ⓜ     |
|                         | 法 人 番 号              |       |
|                         | 県内事務所等所在地<br>電 話 番 号 | ( ) - |
|                         | 代 表 者 住 所            |       |
|                         | (ふりがな)<br>代 表 者 氏 名  | Ⓜ     |

」

に改める。

第31号様式中

「

|                         |   |                  |
|-------------------------|---|------------------|
| 年 月 日<br><br>県民センター所長 様 | 法 | 所在地              |
|                         | 人 | 名 称<br><br>(電話 ) |

」

を

「

|                         |            |                  |
|-------------------------|------------|------------------|
| 年 月 日<br><br>県民センター所長 様 | 法<br><br>人 | 所在地              |
|                         |            | 名 称<br><br>(電話 ) |
|                         |            | 法人番号             |



第32号様式（第28条関係）

| 相続人代表者指定（変更）届出書   |                                     |                          |              |                 |
|---|-------------------------------------|--------------------------|--------------|-----------------|
| 年 月 日<br><br><br><br>県民センター所長 様   | 届<br><br><br><br>出<br><br><br><br>者 | ⑩                        |              |                 |
|   |                                     | ⑩                        |              |                 |
|   |                                     | ⑩                        |              |                 |
|   |                                     | ⑩                        |              |                 |
| 地方税法第9条の2第1項の規定により、相続人の代表者を指定したので届け出ます。<br>（地方税法施行令第2条第6項の規定により、相続人の代表者を変更したので届け出ます。） |                                     |                          |              |                 |
| 被<br>相<br>続<br>人  | 氏 名                                 | 死亡時の住所又は居所               | 死 亡 年 月 日    |                 |
|   |                                     |                          |              |                 |
| 相<br><br><br><br><br><br><br><br>続<br><br><br><br><br><br><br><br>人                   | 氏 名（名称）                             | 住 所 又 は 居 所<br>（ 所 在 地 ） | 被相続人<br>との続柄 | 民法の規定に<br>よる相続分 |
|   | 個人番号又は法人番号                          |                          |              |                 |
|   |                                     |                          |              |                 |
|   |                                     |                          |              |                 |
|   |                                     |                          |              |                 |
|   |                                     |                          |              |                 |
|   |                                     |                          |              |                 |
|   |                                     |                          |              |                 |
| 相代<br>続表<br>人の<br>者   |                                     |                          |              |                 |
| 摘<br><br>要  |                                     |                          |              |                 |

備考 個人番号を記載する場合は、右詰めで記載してください。

第43号様式及び第44号様式を次のように改める。

第43号様式（第28条関係）

(表)

| 徴 収 猶 予 申 請 書   |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
|---|--------------|-------------------------|-----------------|-----------------------|----------|------------------|--------------|--------------------|---|
| 年 月 日   |              |                         | 申<br>請<br>者     | 住（居）所又は所在地            |          |                  |              |                    |   |
| 県民センター所長 様  |              |                         |                 | 氏名又は名称<br><br>(電話 ) ⑩ |          |                  |              |                    |   |
| 地方税法第15条 の規定により、徴収の猶予の申請をします。                               |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
| 納<br>付<br>（<br>納<br>入<br>）<br>す<br>べ<br>き<br>徴<br>収<br>金    | 年 度          | 期(月)別                   | 税 目             | 納期限                   | 税 額      | 延滞金              | 加算金          | 滞 納<br>処<br>分<br>費 | 計 |
|   |              |                         |                 |                       | 円        | 法律による<br>金額<br>円 | 円            | 法律による<br>金額<br>円   | 円 |
|   |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
|   |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
|   | 計            |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
| 納付（納入）すべき徴収金のうち、徴収の猶予を受けようとする金額                             |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
| 猶予に該当する事実の詳細  |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
| 徴収金を一時に納付（納入）することができない事情の詳細                                 |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
| 徴収の猶予を受けようとする期間   |              |                         | 年 月 日から 年 月 日まで |                       |          |                  |              |                    |   |
| 分<br>割<br>納<br>付<br>（<br>納<br>入<br>）<br>の<br>計<br>画         | 期 限<br>(年月日) | 納付（納入）金額                |                 | 期 限<br>(年月日)          | 納付（納入）金額 |                  | 期 限<br>(年月日) | 納付（納入）金額           |   |
|   |              | 円                       |                 |                       | 円        |                  |              | 円                  |   |
|   |              | 円                       |                 |                       | 円        |                  |              | 円                  |   |
|   |              | 円                       |                 |                       | 円        |                  |              | 円                  |   |
| 担保 <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |              | 担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情 |                 |                       |          |                  |              |                    |   |

備考 記載に当たっては、裏面を参照してください。

(裏)

- 1 この申請書は、地方税法第15条の規定による徴収の猶予を受けようとする場合に提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 地方税法第15条第1項の徴収の猶予を受けようとする場合は、その事実を証する書類
  - (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (3) 過去1年間の収支及び今後の収支見込みの明細書
  - (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、担保提供書(第11号様式)
- 3 「担保を提供できない特別の事情」欄は、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3月を超える場合で担保の提供ができない場合に、その事情を記載してください。

第44号様式（第28条関係）

(表)

| 徴収猶予の期間延長申請書   |  |          |                         |                       |          |                  |              |                  |   |
|--|--|----------|-------------------------|-----------------------|----------|------------------|--------------|------------------|---|
| 年 月 日  |  |          | 申<br>請<br>者             | 住（居）所又は所在地            |          |                  |              |                  |   |
| 県民センター所長 様   |  |          |                         | 氏名又は名称<br><br>(電話 ⑩ ) |          |                  |              |                  |   |
| わたくし（当社）が受けている徴収の猶予の期間を延長されるよう、地方税法第15条第4項の規定により申請します。 |  |          |                         |                       |          |                  |              |                  |   |
| 猶と<br>予す<br>期る<br>間徴<br>収の<br>延金<br>長を<br>受け<br>よう     | 年 度  | 期(月)別    | 税 目                     | 納期限                   | 税 額      | 延滞金              | 加算金          | 滞 納<br>処 分 費     | 計 |
|  |  |          |                         |                       | 円        | 法律による<br>金額<br>円 | 円            | 法律による<br>金額<br>円 | 円 |
|  |  |          |                         |                       |          |                  |              |                  |   |
|  |  |          |                         |                       |          |                  |              |                  |   |
|  | 計  |          |                         |                       |          |                  |              |                  |   |
| 猶予期間内に猶予を受けた徴収金を納付（納入）することができないやむを得ない理由                |  |          |                         |                       |          |                  |              |                  |   |
| 延長を受けようとする期間   |  |          | 年 月 日から 年 月 日まで         |                       |          |                  |              |                  |   |
| 分<br>割<br>納<br>付<br>（<br>納<br>入<br>）<br>の<br>計<br>画    | 期 限<br>(年月日)   | 納付（納入）金額 |                         | 期 限<br>(年月日)          | 納付（納入）金額 |                  | 期 限<br>(年月日) | 納付（納入）金額         |   |
|  |  | 円        |                         |                       | 円        |                  |              | 円                |   |
|  |  | 円        |                         |                       | 円        |                  |              | 円                |   |
|  |  | 円        |                         |                       | 円        |                  |              | 円                |   |
|  |  | 円        |                         |                       | 円        |                  |              | 円                |   |
| 担保   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |          | 担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情 |                       |          |                  |              |                  |   |

備考 記載に当たっては、裏面を参照してください。

(裏)

- 1 この申請書は、猶予期間の延長を受けようとする場合に提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (2) 過去 1 年間の収支及び今後の収支見込みの明細書
  - (3) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が 3 月を超える場合には、担保提供書 (第11号様式)
- 3 「担保を提供できない特別の事情」欄は、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が 3 月を超える場合で担保の提供ができない場合に、その事情を記載してください。

第44号様式の次に次の1様式を加える。

## 第44号の2様式（第28条関係）

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長



徴収猶予（徴収猶予の期間延長）申請書に関する補正通知書

年 月 日付であなた（貴社）が提出されました徴収猶予（徴収猶予の期間延長）申請書及びその添付書類について、記載の不備又は未提出の書類がありますので、地方税法第15条の2第7項の規定に基づき通知します。

ついては、この通知書を受領した日から20日以内に下記の内容を補正の上、提出してください。

なお、この通知書を受領した日から20日以内に書類の補正が行われなかった場合には、地方税法第15条の2第8項及び島根県県税条例第5条の3第7項の規定により、当該期間を経過した日において徴収の猶予（徴収の猶予の期間延長）の申請を取り下げたものとみなしますので、御注意ください。

記

| 補正を求める書類 | 補正すべき内容 |
|----------|---------|
|          |         |

第45号様式を次のように改める。

第45号様式（第28条関係）

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長



徴収猶予（徴収猶予の期間延長）通知書

地方税法第 条 の規定により、次のとおり徴収の猶予（徴収の猶予の期間延長）をすることとしたので通知します。

なお、猶予期間中であっても取消事由に該当することとなった場合には、この猶予を取り消すこととなります。

| 徴収の猶予をした徴収金                                    | 年度           | 期(月)別    | 税 目 | 納期限             | 税 額      | 延滞金              | 加算金          | 滞 納<br>処 分 費     | 計 |
|--|--------------|----------|-----|-----------------|----------|------------------|--------------|------------------|---|
|  |              |          |     |                 | 円        | 法律による<br>金額<br>円 | 円            | 法律による<br>金額<br>円 | 円 |
|  |              |          |     |                 |          |                  |              |                  |   |
|  |              |          |     |                 |          |                  |              |                  |   |
|  | 計            |          |     |                 |          |                  |              |                  |   |
| 徴収の猶予（延長）の期間                                   |              |          |     | 年 月 日から 年 月 日まで |          |                  |              |                  |   |
| 分及<br>割び<br>納金<br>付額<br><br>(納<br>入)<br>期<br>限 | 期 限<br>(年月日) | 納付（納入）金額 |     | 期 限<br>(年月日)    | 納付（納入）金額 |                  | 期 限<br>(年月日) | 納付（納入）金額         |   |
|  |              | 円        |     |                 | 円        |                  |              | 円                |   |
|  |              | 円        |     |                 | 円        |                  |              | 円                |   |
|  |              | 円        |     |                 | 円        |                  |              | 円                |   |
|  |              | 円        |     |                 | 円        |                  |              | 円                |   |
| 備<br>考   |              |          |     |                 |          |                  |              |                  |   |

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第46号様式中「徴収猶予（徴収猶予の期間延長）に」を「徴収の猶予（徴収の猶予の期間延長）に」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第46号の2様式（第28条関係）

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長



徴収猶予の納付（納入）計画変更通知書

年 月 日付で徴収の猶予をしたあなた（貴社）の県税について、下記のとおり納付（納入）計画を変更しましたので通知します。したがって、徴収の猶予を受けた徴収金を下記のとおり分割してそれぞれの納付（納入）期限までに納付（納入）してください。

なお、猶予期間中であっても取消事由に該当することとなった場合には、この猶予を取り消すこととなります。

| 徴収の猶予の期間   |              | 年 月 日から 年 月 日まで |              |          |              |          |
|--|--------------|-----------------|--------------|----------|--------------|----------|
| 変 更 前  |              |                 |              |          |              |          |
| 分及<br>割び<br>納金<br>付額<br><br>(納<br>入)<br><br>期<br>限 | 期 限<br>(年月日) | 納付(納入)金額        | 期 限<br>(年月日) | 納付(納入)金額 | 期 限<br>(年月日) | 納付(納入)金額 |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 合 計             |              |          | 円            |          |
| 変 更 後  |              |                 |              |          |              |          |
| 分及<br>割び<br>納金<br>付額<br><br>(納<br>入)<br><br>期<br>限 | 期 限<br>(年月日) | 納付(納入)金額        | 期 限<br>(年月日) | 納付(納入)金額 | 期 限<br>(年月日) | 納付(納入)金額 |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 合 計             |              |          | 円            |          |

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第47号様式中

「

|  |     |         |     |     |                  |       |                  |   |
|--|-----|---------|-----|-----|------------------|-------|------------------|---|
| 地方税法第15条の2第2項の規定により、徴収の猶予を受けた徴収金に係る差押の解除を申請します。          |     |         |     |     |                  |       |                  |   |
| 徴<br>収<br>の<br>猶<br>予<br>を<br>受<br>け<br>た<br>徴<br>収<br>金 | 年 度 | 期 (月) 別 | 税 目 | 税 額 | 延 滞 金            | 加 算 金 | 滞 納 処 分 費        | 計 |
|  |     |         |     | 円   | 法律による<br>金額<br>円 | 円     | 法律による<br>金額<br>円 | 円 |
|  |     |         |     |     |                  |       |                  |   |
|  |     |         |     |     |                  |       |                  |   |
|  | 計   |         |     |     |                  |       |                  |   |

」

を

「

|  |     |         |     |     |     |                  |       |                  |   |
|--|-----|---------|-----|-----|-----|------------------|-------|------------------|---|
| 地方税法第15条の2の3第2項の規定により、徴収の猶予を受けた徴収金に係る差押えの解除を申請します。       |     |         |     |     |     |                  |       |                  |   |
| 徴<br>収<br>の<br>猶<br>予<br>を<br>受<br>け<br>た<br>徴<br>収<br>金 | 年 度 | 期 (月) 別 | 税 目 | 納期限 | 税 額 | 延 滞 金            | 加 算 金 | 滞 納 処 分 費        | 計 |
|  |     |         |     |     | 円   | 法律による<br>金額<br>円 | 円     | 法律による<br>金額<br>円 | 円 |
|  |     |         |     |     |     |                  |       |                  |   |
|  |     |         |     |     |     |                  |       |                  |   |
|  | 計   |         |     |     |     |                  |       |                  |   |

」

に改める。

第48号様式中「従って」を「したがって」に、

「

|   |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 徴 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|

| 収<br>の<br>猶<br>予<br>を<br>取<br>り<br>消<br>し<br>た<br>徴<br>収<br>金 | 年 度 | 期 (月) 別 | 税 目 | 税 額 | 延 滞 金 | 加 算 金            | 滞 納 処 分 費 | 計                |   |
|---|-----|---------|-----|-----|-------|------------------|-----------|------------------|---|
|   |     |         |     |     | 円     | 法律による<br>金額<br>円 | 円         | 法律による<br>金額<br>円 | 円 |
|   |     |         |     |     |       |                  |           |                  |   |
|   |     |         |     |     |       |                  |           |                  |   |
|   | 計   |         |     |     |       |                  |           |                  |   |

を

「

| 徴<br>収<br>の<br>猶<br>予<br>を<br>取<br>り<br>消<br>し<br>た<br>徴<br>収<br>金 | 年 度 | 期 (月) 別 | 税 目 | 納期限 | 税 額 | 延 滞 金 | 加 算 金            | 滞 納 処 分 費 | 計                |   |
|--|-----|---------|-----|-----|-----|-------|------------------|-----------|------------------|---|
|  |     |         |     |     |     | 円     | 法律による<br>金額<br>円 | 円         | 法律による<br>金額<br>円 | 円 |
|  |     |         |     |     |     |       |                  |           |                  |   |
|  |     |         |     |     |     |       |                  |           |                  |   |
|  | 計   |         |     |     |     |       |                  |           |                  |   |

に改める。

第49号様式を次のように改める。

第49号様式（第28条関係）

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長



換価の猶予（換価の猶予の期間延長）通知書

地方税法第 条 の規定により、次のとおり、換価の猶予（換価の猶予の期間延長）をすることとしたので通知します。

なお、猶予期間中であっても取消事由に該当することとなった場合には、滞納処分を行うこととなります。

| 換価の猶予をした徴収金                        | 年度           | 期(月)別    | 税 目             | 納期限          | 税 額      | 延滞金              | 加算金          | 滞 納<br>処 分 費     | 計 |
|------------------------------------|--------------|----------|-----------------|--------------|----------|------------------|--------------|------------------|---|
|                                    |              |          |                 |              | 円        | 法律による<br>金額<br>円 | 円            | 法律による<br>金額<br>円 | 円 |
|                                    |              |          |                 |              |          |                  |              |                  |   |
|                                    |              |          |                 |              |          |                  |              |                  |   |
|                                    |              |          |                 |              |          |                  |              |                  |   |
|                                    |              |          |                 |              |          |                  |              |                  |   |
|                                    | 計            |          |                 |              |          |                  |              |                  |   |
| 換価の猶予（延長）の期間                       |              |          | 年 月 日から 年 月 日まで |              |          |                  |              |                  |   |
| 分及<br>割び<br>納金<br>付額<br>（納入）<br>期限 | 期 限<br>(年月日) | 納付（納入）金額 |                 | 期 限<br>(年月日) | 納付（納入）金額 |                  | 期 限<br>(年月日) | 納付（納入）金額         |   |
|                                    |              | 円        |                 |              | 円        |                  |              | 円                |   |
|                                    |              | 円        |                 |              | 円        |                  |              | 円                |   |
|                                    |              | 円        |                 |              | 円        |                  |              | 円                |   |
| 備<br>考                             |              |          |                 |              |          |                  |              |                  |   |

第50号様式中「第15条の6の」を「第 条 の」に、「従って」を「したがって、」に、

「

| 換価の猶予を取り消した徴収金 | 年 度 | 期 (月) 別 | 税 目 | 税 額 | 延 滞 金   | 加 算 金 | 滞納処分費   | 計 |
|----------------|-----|---------|-----|-----|---------|-------|---------|---|
|                |     |         |     | 円   | 法律による金額 | 円     | 法律による金額 | 円 |
|                |     |         |     |     | 円       |       | 円       |   |
|                |     |         |     |     |         |       |         |   |
|                | 計   |         |     |     |         |       |         |   |

」

を

「

| 換価の猶予を取り消した徴収金 | 年 度 | 期 (月) 別 | 税 目 | 納期限 | 税 額 | 延 滞 金   | 加 算 金 | 滞納処分費   | 計 |
|----------------|-----|---------|-----|-----|-----|---------|-------|---------|---|
|                |     |         |     |     | 円   | 法律による金額 | 円     | 法律による金額 | 円 |
|                |     |         |     |     |     | 円       |       | 円       |   |
|                |     |         |     |     |     |         |       |         |   |
|                | 計   |         |     |     |     |         |       |         |   |

」

に改め、同様式を第50号の7様式とし、第49号様式の次に次の6様式を加える。

第50号様式（第28条関係）

(表)

| 換 価 の 猶 予 申 請 書   |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
|---|--------------|-------------------------|-----------------|-----------------------|----------|------------------|--------------|--------------------|---|
| 年 月 日   |              |                         | 申<br>請<br>者     | 住（居）所又は所在地            |          |                  |              |                    |   |
| 県民センター所長 様  |              |                         |                 | 氏名又は名称<br><br>(電話 ) ⑩ |          |                  |              |                    |   |
| 地方税法第15条の6第1項の規定により、換価の猶予の申請をします。                           |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
| 納<br>付<br>（<br>納<br>入<br>）<br>す<br>べ<br>き<br>徴<br>収<br>金    | 年 度          | 期(月)別                   | 税 目             | 納期限                   | 税 額      | 延滞金              | 加算金          | 滞 納<br>処<br>分<br>費 | 計 |
|   |              |                         |                 |                       | 円        | 法律による<br>金額<br>円 | 円            | 法律による<br>金額<br>円   | 円 |
|   |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
|   |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
|   | 計            |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
| 納付（納入）すべき徴収金のうち、換価の猶予を受けようとする金額                             |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
| 一時に納付（納入）することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細                     |              |                         |                 |                       |          |                  |              |                    |   |
| 換価の猶予を受けようとする期間   |              |                         | 年 月 日から 年 月 日まで |                       |          |                  |              |                    |   |
| 分<br>割<br>納<br>付<br>（<br>納<br>入<br>）<br>の<br>計<br>画         | 期 限<br>(年月日) | 納付（納入）金額                |                 | 期 限<br>(年月日)          | 納付（納入）金額 |                  | 期 限<br>(年月日) | 納付（納入）金額           |   |
|   |              | 円                       |                 |                       | 円        |                  |              | 円                  |   |
|   |              | 円                       |                 |                       | 円        |                  |              | 円                  |   |
|   |              | 円                       |                 |                       | 円        |                  |              | 円                  |   |
| 担保 <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |              | 担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情 |                 |                       |          |                  |              |                    |   |

備考 記載に当たっては、裏面を参照してください。

(裏)

- 1 この申請書は、地方税法第15条の6の規定による換価の猶予を受けようとする場合に徴収金の納期限から6月内に提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (2) 過去1年間の収支及び今後の収支見込みの明細書
  - (3) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3月を超える場合には、担保提供書(第11号様式)
- 3 「担保を提供できない特別の事情」欄は、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が3月を超える場合で担保の提供ができない場合に、その事情を記載してください。

第50号の2様式 (第28条関係)

(表)

| 換 価 の 猶 予 の 期 間 延 長 申 請 書  |  |            |                         |  |            |                  |              |                  |   |
|--|--|------------|-------------------------|--|------------|------------------|--------------|------------------|---|
| 年 月 日  |  |            | 申<br>請<br>者             | 住 (居) 所又は所在地   |            |                  |              |                  |   |
| 県民センター所長 様   |  |            |                         | 氏名又は名称<br><span style="float: right;">(電話 ) ⑩</span> |            |                  |              |                  |   |
| わたくし (当社) が受けている換価の猶予の期間を延長されるよう、地方税法第15条の6第3項の規定により申請します。           |  |            |                         |  |            |                  |              |                  |   |
| 猶と<br>予す<br>期<br>間<br>徴<br>の<br>収<br>延<br>金<br>を<br>受<br>け<br>よ<br>う | 年 度  | 期(月)別      | 税 目                     | 納期限  | 税 額        | 延滞金              | 加算金          | 滞 納<br>処 分 費     | 計 |
|  |  |            |                         |  | 円          | 法律による<br>金額<br>円 | 円            | 法律による<br>金額<br>円 | 円 |
|  |  |            |                         |  |            |                  |              |                  |   |
|  |  |            |                         |  |            |                  |              |                  |   |
|  | 計  |            |                         |  |            |                  |              |                  |   |
| 猶予期間内にその猶予を受けた徴収金を納付 (納入) することができないやむを得ない理由                          |  |            |                         |  |            |                  |              |                  |   |
| 延長を受けようとする期間   |  |            | 年 月 日から 年 月 日まで         |  |            |                  |              |                  |   |
| 分<br>割<br>納<br>付<br>(<br>納<br>入<br>)<br>の<br>計<br>画                  | 期 限<br>(年月日)   | 納付 (納入) 金額 |                         | 期 限<br>(年月日)   | 納付 (納入) 金額 |                  | 期 限<br>(年月日) | 納付 (納入) 金額       |   |
|  |  | 円          |                         |  | 円          |                  |              | 円                |   |
|  |  | 円          |                         |  | 円          |                  |              | 円                |   |
|  |  | 円          |                         |  | 円          |                  |              | 円                |   |
|  |  | 円          |                         |  | 円          |                  |              | 円                |   |
| 担保   | <input type="checkbox"/> 有<br><input type="checkbox"/> 無 |            | 担保財産の詳細又は担保を提供できない特別の事情 |  |            |                  |              |                  |   |

備考 記載に当たっては、裏面を参照してください。

(裏)

- 1 この申請書は、猶予期間の延長を受けようとする場合に提出してください。
- 2 この申請書には、次の書類を添付してください。
  - (1) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
  - (2) 過去 1 年間の収支及び今後の収支見込みの明細書
  - (3) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が 3 月を超える場合には、担保提供書（第11号様式）
- 3 「担保を提供できない特別の事情」欄は、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が 3 月を超える場合で担保の提供ができない場合に、その事情を記載してください。

## 第50号の3様式（第28条関係）

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長



換価の猶予（換価の猶予の期間延長）申請書に関する補正通知書

年 月 日付であなた（貴社）が提出されました換価の猶予（換価の猶予の期間延長）申請書及びその添付書類について、記載の不備又は未提出の書類がありますので、地方税法第15条の6の2第3項の規定に基づき通知します。

については、この通知書を受領した日から20日以内に下記の内容を補正の上、提出してください。

なお、この通知書を受領した日から20日以内に書類の補正が行われない場合には、地方税法第15条の6の2第3項及び島根県県税条例第5条の5第8項の規定により、当該期間を経過した日において換価の猶予（換価の猶予の期間延長）の申請を取り下げたものとみなしますので、御注意ください。

記

| 補正を求める書類 | 補正すべき内容 |
|----------|---------|
|          |         |

第50号の4様式（第28条関係）

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長



申請による換価の猶予（換価の猶予の期間延長）通知書

地方税法第 条 の規定により、次のとおり換価の猶予（換価の猶予の期間延長）をすることとしたので通知します。

なお、猶予期間中であっても取消事由に該当することとなった場合には、滞納処分を行うこととなります。

| 換価の猶予をした徴収金  | 年度           | 期(月)別    | 税 目             | 納期限          | 税 額      | 延滞金 | 加算金              | 滞 納<br>処分費 | 計                |   |
|--|--------------|----------|-----------------|--------------|----------|-----|------------------|------------|------------------|---|
|  |              |          |                 |              |          | 円   | 法律による<br>金額<br>円 | 円          | 法律による<br>金額<br>円 | 円 |
|  |              |          |                 |              |          |     |                  |            |                  |   |
|  |              |          |                 |              |          |     |                  |            |                  |   |
|  |              |          |                 |              |          |     |                  |            |                  |   |
|  |              |          |                 |              |          |     |                  |            |                  |   |
|  | 計            |          |                 |              |          |     |                  |            |                  |   |
| 換価の猶予（延長）の期間                                       |              |          | 年 月 日から 年 月 日まで |              |          |     |                  |            |                  |   |
| 分及<br>割び<br>納金<br>付額<br><br>(納<br>入)<br><br>期<br>限 | 期 限<br>(年月日) | 納付（納入）金額 |                 | 期 限<br>(年月日) | 納付（納入）金額 |     | 期 限<br>(年月日)     | 納付（納入）金額   |                  |   |
|  |              | 円        |                 |              | 円        |     |                  | 円          |                  |   |
|  |              | 円        |                 |              | 円        |     |                  | 円          |                  |   |
|  |              | 円        |                 |              | 円        |     |                  | 円          |                  |   |
| 備<br>考   |              |          |                 |              |          |     |                  |            |                  |   |

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

## 第 50 号の 5 様式（第 28 条関係）

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長

印

## 換価の猶予（換価の猶予の期間延長）申請却下通知書

年 月 日付をもって申請された県税の換価の猶予（換価の猶予の期間延長）については、次の理由により認めることができないので通知します。

| 年度及び期（月）     | 年度 期（月）分 |
|--------------|----------|
| 税 目          | 税        |
| 認めることができない理由 |          |

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第50号の6様式（第28条関係）

第 号  
年 月 日

様

県民センター所長



換価の猶予の納付（納入）計画変更通知書

年 月 日付で換価の猶予をしたあなた（貴社）の県税について、下記のとおり納付（納入）計画を変更しましたので通知します。したがって、換価の猶予を受けた徴収金を下記のとおり分割してそれぞれの納付（納入）期限までに納付（納入）してください。

なお、猶予期間中であっても取消事由に該当することとなった場合には、滞納処分を行うこととなります。

| 換価の猶予の期間   |              | 年 月 日から 年 月 日まで |              |          |              |          |
|--|--------------|-----------------|--------------|----------|--------------|----------|
| 変 更 前  |              |                 |              |          |              |          |
| 分及<br>割び<br>納金<br>付額<br><br>(納<br>入)<br><br>期<br>限 | 期 限<br>(年月日) | 納付(納入)金額        | 期 限<br>(年月日) | 納付(納入)金額 | 期 限<br>(年月日) | 納付(納入)金額 |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 合 計             |              |          | 円            |          |
| 変 更 後  |              |                 |              |          |              |          |
| 分及<br>割び<br>納金<br>付額<br><br>(納<br>入)<br><br>期<br>限 | 期 限<br>(年月日) | 納付(納入)金額        | 期 限<br>(年月日) | 納付(納入)金額 | 期 限<br>(年月日) | 納付(納入)金額 |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 円               |              | 円        |              | 円        |
|  |              | 合 計             |              |          | 円            |          |

この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、2通をなるべく当センターを経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に島根県を被告として（島根県知事が被告の代表となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

第68号様式その1 表面中

「

|                  |                               |        |                              |      |   |     |  |
|------------------|-------------------------------|--------|------------------------------|------|---|-----|--|
| 県<br>処<br>理<br>欄 | <input type="checkbox"/> 窓口交付 | 申請者の確認 | <input type="checkbox"/> 本人  | 確認方法 | <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証                                       | 取扱者 |  |
|                  | <input type="checkbox"/> 郵送   |        | <input type="checkbox"/> 代理人 |      | <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 住基カード<br><input type="checkbox"/> その他 ( ) |     |  |

を

」

「

|                  |                               |        |                              |                  |  |     |  |
|------------------|-------------------------------|--------|------------------------------|------------------|--|-----|--|
| 県<br>処<br>理<br>欄 | <input type="checkbox"/> 窓口交付 | 申請者の確認 | <input type="checkbox"/> 本人  | 確<br>認<br>方<br>法 | <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証  | 取扱者 |  |
|                  | <input type="checkbox"/> 郵送   |        | <input type="checkbox"/> 代理人 |                  | <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 個人番号カード<br><input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> その他 ( ) |     |  |

に

」

改める。

第89号様式その1 表面及び第89号様式その2 表面中

「 法 人 番 号

を

「 管 理 番 号

に改め

」

」

る。

第131号様式を次のように改める。

第131号様式（第66条関係）

| 軽油引取税特別徴収義務者登録事項変更登録申請書 |  |                    |   |
|-------------------------|--|--------------------|---|
| 年 月 日                   | 特<br>別<br>徴<br>収<br>義<br>務<br>者                                | 新                  | 住所又は所在地   |
| 県民センター所長 様              |  |                    | 氏名又は名称<br><br>(電話) <span style="float: right;">㊞</span> |
|                         |  | 旧                  | 住所又は所在地   |
|                         |  |                    | 氏名又は名称 <span style="float: right;">㊞</span>             |
|                         | 変 更 年 月 日  |                    | 年 月 日   |
|                         |  | 変 更 前              | 変 更 後   |
| 申<br>請<br>事<br>項        | 特 元 約 業 者 又 の は 別<br>売 売 業 者 の 別                               |                    |   |
|                         | 登 録 の 区 分  |                    | 1 事務所又は事業所が<br>県内に所在するため<br>2 軽油の納入地が県内<br>に所在するため      |
|                         | 県内<br>に<br>在<br>る<br>所<br>事<br>業<br>所<br>又<br>は<br>事<br>務<br>所 | 所 在 地              |   |
|                         |  | 名 称                |   |
|                         |  | 代 表 者 氏 名          |   |
|                         |  | 貯 蔵 設 備 の 要<br>概   |   |
|                         | 県内<br>に<br>在<br>る<br>納<br>入<br>先                               | 住 所 又 は 地<br>所 在 地 |   |
|                         |  | 氏 名 又 は 称<br>氏 名   |   |
|                         |  | 軽 油 の 地<br>納 入 地   |   |
|                         | 主たる軽油の納入地  |                    |   |

備考 この申請書は、営業権の譲渡、売買などによって特別徴収義務者が交替した場合は使用できない。この場合には、軽油引取税特別徴収義務者登録申請書（第130号様式）を提出すること。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第30号様式から第32号様式まで、第68号様式その1、第89号様式その1及び第89号様式その2の改正規定並びに附則第5項の規定は、平成28年1月1日から施行する。  
(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)
- 2 この規則による改正後の島根県県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第12条第1項及び第28条第3項（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）（以下「新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請される徴収の猶予について適用し、同日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。
- 3 新規則第12条第1項及び第28条第3項（新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。
- 4 新規則第12条第1項及び第28条第3項（新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に新法第15条の6第1項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。  
(用紙に関する経過措置)
- 5 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するものうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

---

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**島根県規則第67号**

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則を廃止する規則

島根県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行細則（平成16年島根県規則第1号）は、廃止する。

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。